

2020年〇月〇日

No. 12345

境港市〇〇〇

甲野一郎様

〇〇〇法務局登記部門

長期間相続登記等が行われていないことのお知らせ

平素より法務行政に御理解とご協力を頂きありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第40条に基づき当局において調査した結果、下記の土地について、所有権登記名義人が亡くなっているものの、当該土地の不動産登記記録上の名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等が行われていないことが判明いたしました。つきましては、当該登記名義人の法定相続人（戸籍等によってその旨を確認することができた方。）の地位にある貴殿に対し、その旨を通知いたします。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請を行っていただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます（なお、下記の土地の登記申請に当たっては、申請に必要となる書類（被相続人の戸除籍謄本等）の一部の提供を省略することができる場合があります。）。

なお、本通知の内容に関して御不明な点や、御質問等がございましたら、当局までお問い合わせください。

おって、相続登記の手続等について、〇〇〇司法書士会（別添リーフレットのとおり）のほか全国の司法書士会において、相談窓口を設けておりますので、お知らせします。

記

- 1 不動産番号及び不動産所在事項
1234567890〇〇〇 米子市〇〇〇
- 2 現在の所有権の登記名義人
米子市××× 甲野太郎
- 3 法定相続人の作成番号
1234-5678-〇〇〇〇

米子市△△△

〇〇〇法務局 登記部門（担当 〇〇〇，×××）

連絡先 （1234）56-××××

※ 本通知は、法定相続人が複数いる場合には、任意の1名の方に送付しています。